

別紙

諮問第664号

答 申

1 審査会の結論

「苦情申出に関する事実調査結果について」の一部について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由として開示請求を却下とした処分は取り消すべきであるが、その他の部分について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が申し出た苦情（1）平成29年都公委第〇号（2）平成30年都公委第〇号 の事実調査結果報告書」の開示請求に対し、警視總監が平成30年6月5日付けで行った一部開示決定及び却下処分について、対象保有個人情報のうち、「苦情申出に関する事実調査結果報告書（〇〇警察署、平成30年〇月〇日付け、公安委員会室第〇号のもの）」の非開示とされた部分及び適用除外とされた部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人が関係する特定の事件は、不起訴処分とされているため、当該事件の記録の開示を認めても、関係者の生命身体の安全や生活の平穩を害するおそれはないといえる。

当該事件は、不起訴処分とされて捜査は終了しており、開示されても警察等捜査機関の捜査には影響しない。

よって、開示による関係者への不利益は考えられないのと比較して、開示することにより事件における真相究明という必要性が認められることから、本件開示を求める

ものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 非開示とした理由について

ア 警察職員の氏名、印影及び年齢（以下「本件非開示情報1」という。）について

本件非開示情報1は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号に該当し、いずれの職員も慣行として氏名が公とされている管理職職員ではないことから、同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

さらに、開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることとなり、その結果、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあることから、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条4号に該当する。

イ 「3 取扱事実等」のうち「(2) 取扱状況」の「ア」の1行目から3行目までの非開示とした部分、4行目の非開示とした左部分及び「イ」の1行目から2行目までの非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）について

本件非開示情報2は、関係者からの聴取内容等の開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、本件苦情申出はストーカー行為等の規制等に関する法律違反事件に係る警察の対応を内容とするものであり、ストーカー事件等の事案処理に際して行われる関係者からの事情聴取等については、当該関係者の秘密を守るという警察に対する信頼関係に基づいて行われるところである。本件非開示情報2を開示することにより、関係者からの事情聴取等が明らかとなり、その結果、当該関係者と警察との信

頼関係を損ない、今後の協力が得られなくなるなど、事案処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

ウ 「3 取扱事実等」のうち「(2) 取扱状況」の「ア」の4行目の非開示とした右部分、5行目及び「イ」の7行目から9行目までの非開示とした部分（以下「本件非開示情報3」という。）について

本件非開示情報3には、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被疑事件の事案処理に際しての警察職員の専門的知識・経験に基づいた評価又は判断に関する情報が記載されている。これらの情報を開示することになると、事案処理を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、苦情申出に関する事実調査に対して正確な回答を躊躇し、事実調査結果の内容が形骸化するなど、正確な事実の把握が困難になり、その結果、今後の当庁における広聴処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(2) 適用除外とした理由について

条例30条の2は「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と規定し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年第58号。以下「法」という。）45条に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」については、保有個人情報の開示等の規定を適用しないとされている。

この趣旨については、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報等を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためとされている。

適用除外とした部分には、司法警察職員の処分に該当する情報が記載されているこ

とから、条例30条の2に基づいて開示請求を却下したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月 9日	諮問
平成31年 3月 4日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 6月24日	新規概要説明（第134回第三部会）
令和 元年 7月29日	審議（第135回第三部会）
令和 元年 9月30日	審議（第136回第三部会）
令和 元年10月24日	審議（第137回第三部会）
令和 元年11月25日	審議（第138回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 苦情の処理手続について

実施機関における苦情の処理手続については、「広聴事案の処理手続に関する規程」（平成13年東京都公安委員会規程第3号）及び「広聴事案の処理手続に関する規程の運用について」（平成13年5月31日通達甲（副監．総．広．聴1）第16号）で定められており、東京都公安委員会宛ての苦情があった場合、公安委員会室の幹部は広報課長を経由して取扱所属長に送付するものとされ、送付を受けた取扱所属

長は、担当幹部を指揮して事実関係等を調査し、その結果を広報課長及び警視総監に報告することとされている。

イ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、審査請求人が行った「私が申し出た苦情（１）平成29年都公委第〇号（２）平成30年都公委第〇号の事実調査結果報告書」の開示請求に対し、実施機関が審査請求人の保有個人情報であると特定した「苦情申出に関する事実調査結果について（〇〇警察署、平成30年〇月〇日付け、公安委員会室第〇号のもの）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、適用除外とした部分は、法45条1項に規定する情報に該当し、条例30条の2において、条例5章の規定を適用しないこととされている個人情報であるとして開示請求却下処分を行い、本件非開示情報1は条例16条2号及び4号に、本件非開示情報2は同条2号及び6号に、本件非開示情報3は同条6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る

部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

条例30条の2は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と規定している。

エ 開示請求却下の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち適用除外とした部分について、法45条1項に規定する「刑事事件に係る裁判又は検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当し、条例30条の2において、条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないとされている個人情報であるとして開示請求を却下していることから、審査会は、その妥当性について検討する。

(ア) 適用除外の趣旨について

条例30条の2は、法律の規定により法4章の規定を適用しないとされている個人情報については、条例5章の規定は適用しないことを定めたものである。

条例30条の2に該当するものとしては、法45条1項があり、同項は「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。

その趣旨としては、これらに係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、提出させられるなどして、前科等が明らかになる危険性があるなど、被疑者や被告人、受刑者等の立場で留置施設や刑事施設等に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

そして、このような趣旨に鑑みると、同項により適用除外とされるのは、本来、同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄であって、これらへの記載の有無のみで、当該情報の存否が明らかになるものに限られると解され、そのため、当該文書又は欄は、その記載の有無にかかわらず、全部を開示とせざるを得ないことから、法はこれを適用除外としたものと考えられる。

(イ) 開示請求却下の妥当性について

実施機関によると、本件対象保有個人情報は、審査請求人からの苦情の申出（以下「本件苦情」という。）を受けて、〇〇警察署の警察職員が事実関係を調査し、その結果を同警察署長に報告するために作成した文書に記載されたものであり、適用除外とした部分には、刑事事件に係る司法警察職員が行う処分に該当する情報が記載されていることから、法45条1項に規定する情報に該当するとのことである。

そこで、本件対象保有個人情報が記載されている文書について、事務局をして実施機関に確認したところ、当該文書には、本件苦情の事実関係を調査した結果を記載するものであり、必ずしも司法警察職員が行う処分等の法45条1項に規定する情報だけが記載されているという性質の文書ではないとのことである。そうすると、その一部に司法警察職員が行う処分等の情報が記載されていたとしても、そのことをもって、法45条1項に規定する情報に該当し、条例30条の2により条例の適用除外に当たるとして開示請求を却下すると、そのこと自体により、その部分に当該情報が存在することが明らかとなり、それは法45条1項の趣旨にそぐわないものといわざるを得ない。

したがって、本来、法45条1項に規定する情報だけを記載することを目的とし

ていない当該文書の記載内容の一部に、司法警察職員が行う処分等の記述があったとしても、同項の趣旨からみて、当該記述部分が条例の適用除外になるものと解することはできない。

よって、適用除外とした部分について、開示請求を却下した処分は妥当でなく、当該部分を条例5章の規定が適用される保有個人情報として改めて開示決定等をすべきであることから、当該処分については、取り消すべきである。

なお、実施機関は、当審査会の答申（平成19年3月29日付答申第110号。以下「答申第110号」という。）において、「一部には、法45条で定める『司法警察職員が行う処分』に係る保有個人情報が記載されており、条例30条の2に該当すると認められる」と判断されていることから、文書又は欄の記載内容の一部に司法警察職員が行う処分等の記述がある場合には、当該記述部分を適用除外とする運用を行ってきたと説明する。確かに答申第110号の判断に従えば、これまで実施機関がそのような運用を行ってきたことについては首肯することができるが、審査会は、改めて法45条1項の趣旨を検討し、前記（ア）のとおりであると判断したものである。

オ 本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、警察職員の氏名、印影及び年齢が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討したところ、本件非開示情報1は、実施機関によると、いずれも管理職でない警察職員の氏名であるとのことであり、実施機関においては、管理職でない警察職員の氏名については慣行として公にしていなかったことからすると、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条2号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、本件苦情に係る特定の相談及び事件に際し関係者から聴取した内容が記載されている。

本件苦情の申出は、特定の事件に係る警察の対応に対するものであり、事案処理に際して行われる事情聴取等については、警察が関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者が氏名や事案の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、関係者を特定できる情報や事案内容を一部でも開示することとなると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後、関係者から協力が得られにくくなるなど、事案処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は、条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、本件苦情に係る事案処理に際して行った警察職員の評価又は判断に関する情報が記載されている。

これらの情報を開示することとなると、事案処理を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な回答をすることを躊躇し、事実調査結果の記載内容が形骸化することにより、正確な事実の把握が困難になるなど、広聴処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 3 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明